

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会 加盟団体への助成事業支出基準

科目	区分	対象別内訳
諸謝金	外部講師	*不定期的な普及教室講師【1人60,000円/2名以内、1回まで】
	内部講師	*不定期的な普及教室講師【1人3,000円/2名以内、1回まで】
指導者 研修会費	資格取得補助	*県教委、日本スポーツ協会ほかの公認指導者資格取得講習会にて取得した者には、 実施要項記載の受講費を助成する。【10人/年間程度 上限5,000円まで】
		*指導者養成講習会が県外開催の場合の交通費補助を支給する。【1人1,000円×受講日数】
加盟団体 活動 助成費	競技団体	*助成対象事業の個々の総経費のおおむね10%を助成する。【1事業 50,000円限度】
	(注:助成対象事業数は、前年実績事業+1までは事業計画書・予算書の提出ができる。)	